

議案第103号

大柿地区土地明渡請求事件に係る反訴の提起について

次のとおり係争中の大柿地区土地明渡請求事件に係る反訴を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉田秀光

平成14年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

大柿地区土地明渡請求事件について、次のとおり反訴を提起する。

1 相手方

鳥取県倉吉市上井313番地 河本淳子

2 訴えの趣旨

平成13年（ハ）第138号土地所有権確認及び建物収去土地明渡等請求事件につき、相手方の請求の趣旨に対抗し本来の事務手続の整備による解決を図るため反訴するものである。